

無料の付帯サービス\こことからだの健康サポート/

**メディカルリリーフプラス****メディカルほっとコール24**

(対象:被保険者とそのご家族)

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談(予約制)

**メディカルソムリエ**

(対象:被保険者)

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。

くわしくは、マニュアル生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシもしくはマイページをご覧ください。

ご契約の検討・お申込みの際は、次の資料をあわせてご覧ください。

(🌐マークの資料は、事前にマニュアル生命ホームページで閲覧できます。)

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 🌐    ご契約のしおり/約款 🌐    設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

**金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項**

- この商品はマニュアル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

**くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。**

マニュアル生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニュアル生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュアル生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニュアル生命コールセンターまでご連絡ください。

**公的年金制度  
(老齢年金制度)  
のご案内**

公的年金制度に加入している方は、一定の年齢になった場合に、老齢年金を受け取れます。将来受け取り可能な年金の見込み額を把握したうえで、不足する資金を計画的に準備しましょう。



生命保険協会ホームページ お客さま向けご案内チラシ  
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>

募集代理店

引受保険会社

**マニュアル生命保険株式会社**コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社: 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

ホームページ: [www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)**こだわり個人年金****外貨建**

商品パンフレット



**この商品はマニュアル生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。



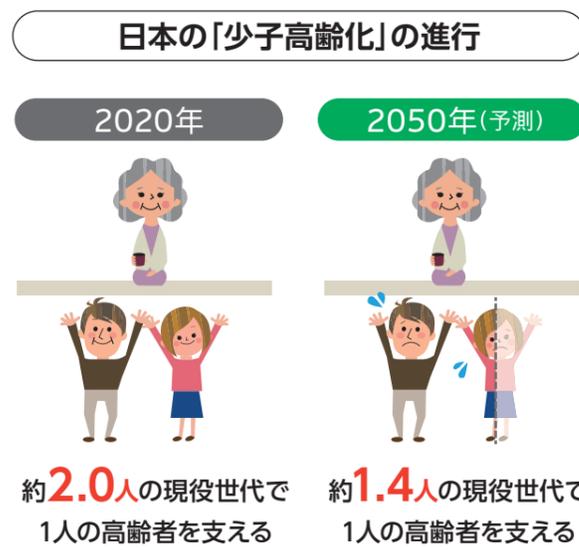
この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

**Manulife**  
マニュアル生命



## 未来の暮らしの安心を 少しずつ ふやしませんか？

将来、ゆとりある生活を送ることができるのか、考えたことはありますか？  
もし、「いまの準備だけでは不安を感じる」ようでしたら、ご自身で資産を築くことを検討してみませんか。



[出典] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2023年推計)を基に、現役世代:15~64歳、高齢者:65歳以上としてマニユライフ生命が作成(小数第2位を切捨て)。

## 未来を作る、今から作る。

将来のために、外貨で少しずつ始める個人年金保険

**こだわり個人年金**

外貨建

Column 資産を築くうえで、「外貨を持つこと」はリスク軽減につながります。

カゴが1つだと...	カゴが複数だと...
<p>カゴを落としたら ほとんどの卵が割れてしまう</p>	<p>落としたカゴの卵は割れるが、 他のカゴの卵は無事</p>

“ひとつのカゴにすべての卵を盛るな”とは、昔からよくいわれる資産運用の格言です。  
資産をいくつかに分けて運用すると、リスクが分散され、資産全体の価値の安定が期待できます。

### この冊子の構成

この保険のしくみ ..... P.3

この保険の基本的なしくみ

この保険のこだわり ..... P.7

外貨での運用などの「こだわり」

役立つ機能 ..... P.13

円建年金支払開始自動判定特約・個人年金保険料税制適格特約

万一のときの保障 ..... P.15

被保険者が亡くなった場合にお支払いする給付金・一時金

各種取扱い ..... P.16

契約年齢範囲や、クーリング・オフなど

リスク・費用など ..... P.19

外貨運用のリスクや、この保険にかかる費用など

用語説明 ..... P.21

この保険特有の用語や、難しい用語の説明

説明のある用語には、文中にこのマークを付けています。

# この保険のしくみ [ 基本のしくみ ]

毎月、円でお払い込みいただくお金を外貨に換えて運用します。  
年金支払開始日<sup>i</sup>がきたら、その成果を年金で受け取れます。

**POINT 1 円で毎月払い込み**

一定額の円を「保険料円払込額」<sup>i</sup>として、毎月お払い込みいただきます。  
払い込みは毎月1万円から可能です。

保険料円払込額

円

**POINT 2 外貨で運用**

お払い込みいただいたお金を、外貨(契約通貨)に換算。  
それを「払込保険料」として、費用を差し引いて運用します。  
※契約後に、契約通貨の変更はできません。

契約通貨

米ドル または 豪ドル

**POINT 3 年金で受け取る**

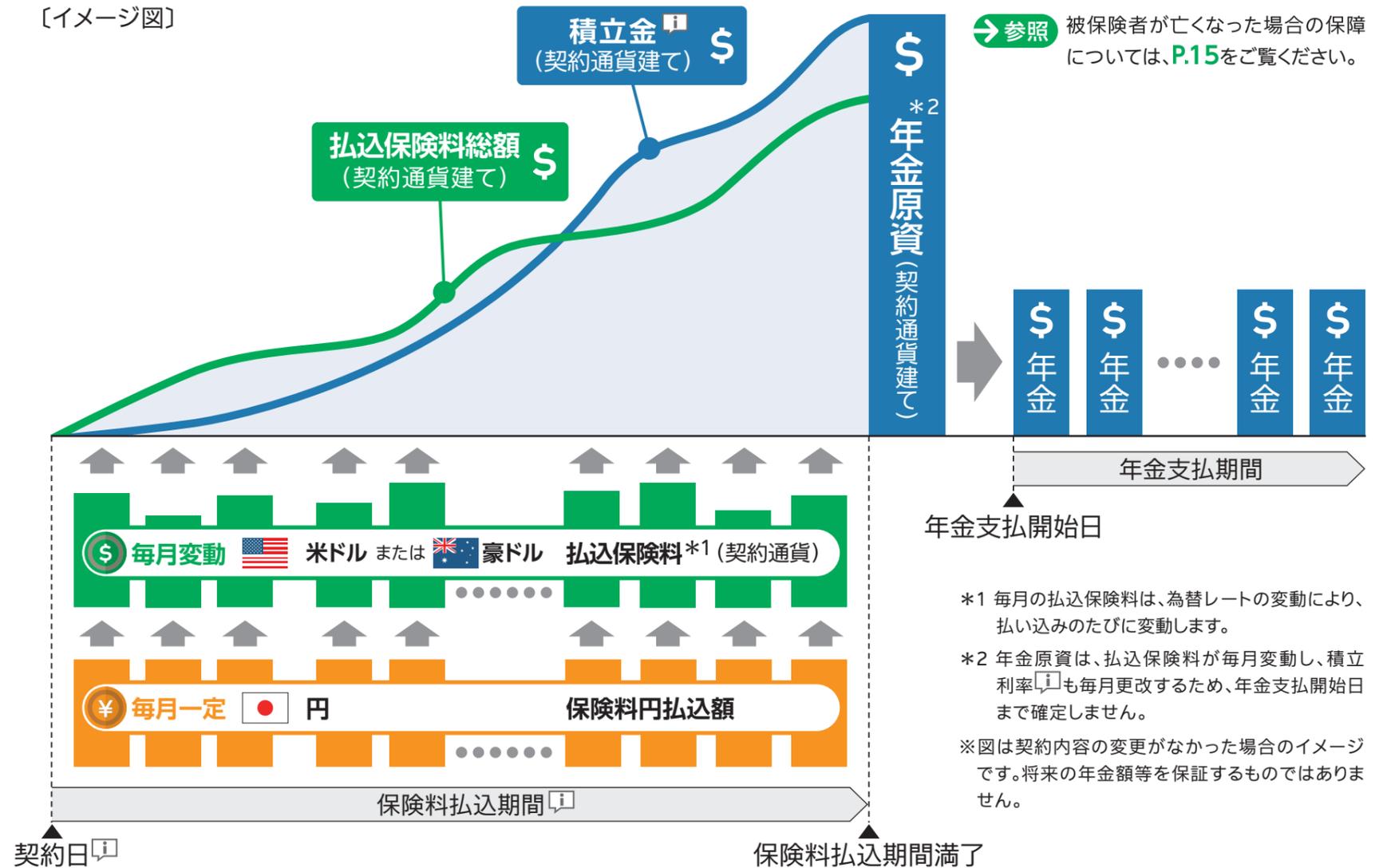
年金支払開始日がきたら、年金を受け取れます。  
年金は、契約通貨で受け取ることも、円に換えて受け取ることもできます。

契約通貨のまま受け取る

円に換えて受け取る

→ 参照 くわしくはP.5~6をご覧ください。

[イメージ図]



→ 参照 被保険者が亡くなった場合の保障については、P.15をご覧ください。

\*1 毎月の払込保険料は、為替レートの変動により、払い込みのたびに変動します。  
\*2 年金原資は、払込保険料が毎月変動し、積立利率<sup>i</sup>も毎月更改するため、年金支払開始日まで確定しません。  
※図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。将来の年金額等を保証するものではありません。

**● この保険のリスク**  
この保険は外貨で運用します。そのため、**為替相場の変動によるリスク**があり、**損失が生じるおそれ**があります。

**● 契約当初の積立金額**  
契約当初の積立金額は、払込保険料総額に対して**大きく下回っています**。

→ 参照 くわしくはP.19をご覧ください。

# この保険のしくみ [年金の種類と受取方法]

年金の種類を選んで、その受取方法を選びます。  
年金支払開始日<sup>i</sup>がきたら、年金を受け取れます。

## 1 年金の種類を選ぶ

### 確定年金 (5年・10年)

5年または10年、年金を受け取れます。

必要な期間が決まっているので...

年金支払期間(5年) **確定年金(5年)**

年金支払期間(10年) **確定年金(10年)**

### 保証期間付終身年金 (保証期間10年)

被保険者の生存中、一生涯にわたって年金を受け取れます。  
※確定年金に比べて、1回あたりの年金額は少なくなります。

一生涯受け取れる安心が欲しい!

保証期間(10年)

年金支払期間 一生涯

※年金支払開始日前に限り、年金の種類・年金支払期間を変更できます。  
ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、確定年金(5年)への変更はできません。

→ 参照 個人年金保険料税制適格特約については、P.14をご覧ください。

**!** 年金額は、年金支払開始時点の基礎率<sup>i</sup>等に基づき計算されます。  
したがって、年金額は年金支払開始日まで確定しません。

## 2 年金の受取方法を選ぶ

※下図は確定年金(5年)の場合のイメージ

### 契約通貨のまま年金を受け取る

米ドルで使う予定が決まっているから...

### 毎年、円に換えて受け取る

※円支払特約C型<sup>i</sup>を付加します。  
※契約通貨建ての年金に戻すこともできます。

今は円で受け取って円高になったら米ドルにしようかな

### 年金原資を円に換えて、円で年金を受け取る

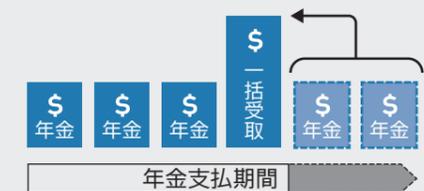
※円建年金移行特約C型<sup>i</sup>を付加します。  
※円で年金の受け取りを始めた後は、契約通貨建ての年金へは戻せません。

今、円安だから年金原資ごと円に換えておこう!

### まとまった資金が必要になったときには

年金支払期間中\*、将来の年金を一括で受け取ることもできます。

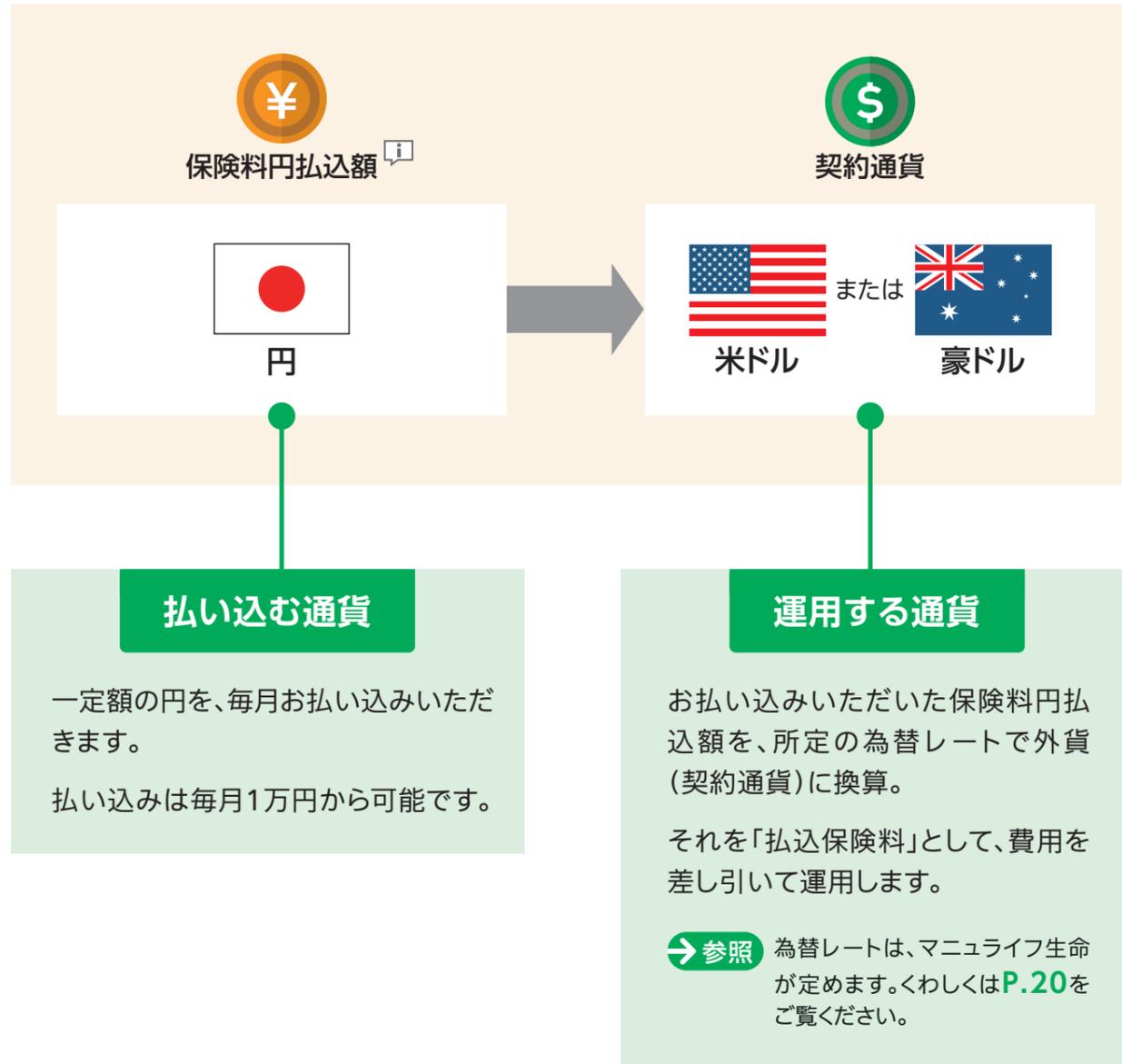
\*「保証期間付終身年金」の場合は、保証期間中  
※一括で受け取る金額は、残存期間に対する未払年金の現価となります。受け取る予定であった年金の合計額とは異なりますのでご注意ください。



# この保険のこだわり〔外貨〕



運用は外貨(契約通貨)で行います。  
海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

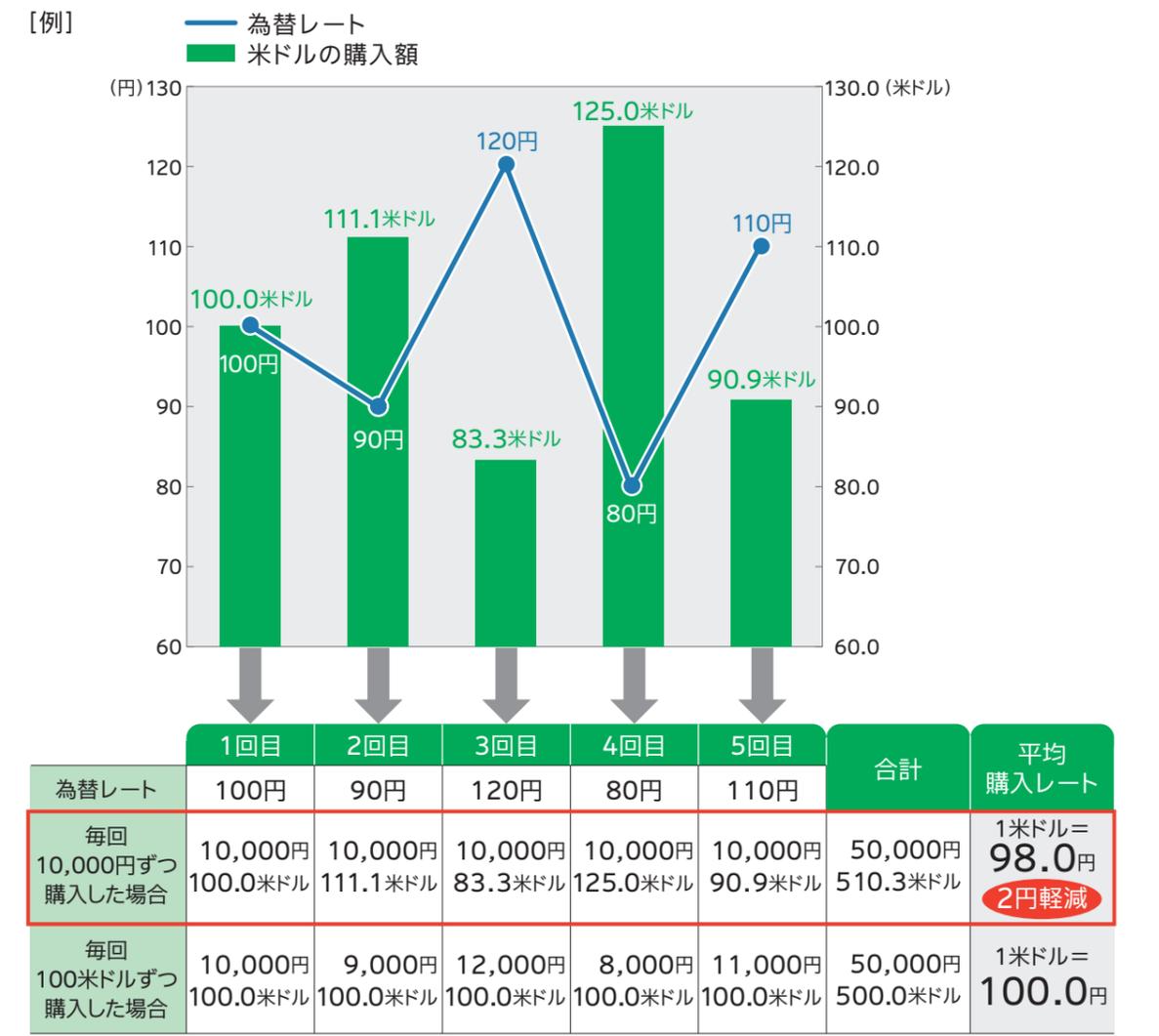


**!** この保険は外貨で運用するため、**為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。**  
→ 参照 くわしくはP.19をご覧ください。

## Column 毎月一定額の円を払い込むことで、期待できる効果

外貨の商品を購入するときの心配ごとは、為替相場の変動ではないでしょうか。これを軽減する方法のひとつに「ドルコスト平均法」があります。ドルコスト平均法とは、「外貨が安いときに多く購入」

「外貨が高いときに少なく購入」する手法です。月々一定額の円で払い込み、毎月の為替レートで外貨に換えると、このメカニズムが働きます。



※計算に使用した為替レートは仮定のものであり、実際の為替レートの変動を表したものではありません。  
※各数値は、算出結果の小数第2位を四捨五入しています。

この保険のしくみ  
この保険のこだわり  
役立つ機能  
万一のときの保障  
各種取扱い  
リスク・費用など  
用語説明

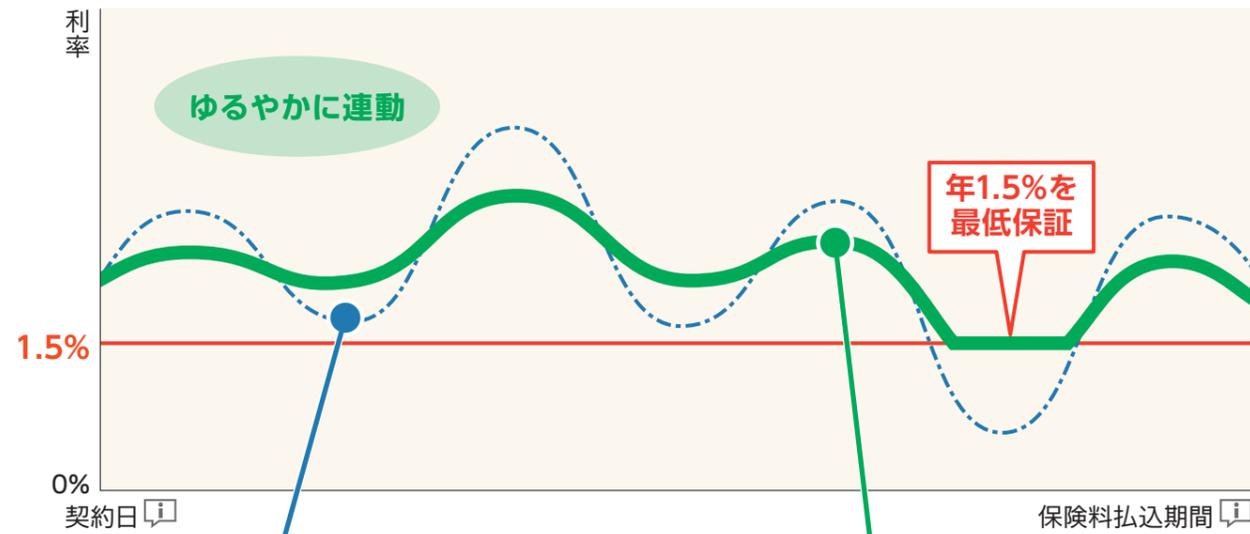
# この保険のこだわり〔安定〕



積立利率を毎月更改。

世の中の金利変動に対して、積立利率はゆるやかに連動します。

〔イメージ図〕



## 基準積立利率

積立利率を計算する際に基準となる利率です。

市場金利<sup>①</sup>に基づき、マニライフ生命が毎月1回設定します。

## 積立利率

積立金<sup>①</sup>は、契約通貨(米ドルまたは豪ドル)に応じた積立利率で運用します。

積立利率は、マニライフ生命が設定する基準積立利率に基づき、原則として毎月1回(1日)更改します。

ご契約に適用する積立利率は、契約日以降の月ごとの基準積立利率を平均した率です。

積立利率には、年1.5%の最低保証があります。

※図はイメージです。将来の各利率の推移を保証・予測するものではありません。

※基準積立利率・積立利率は、マニライフ生命ホームページおよびコールセンターで確認できます。



基準積立利率・積立利率は、払込保険料総額・積立金額の**実質的な利回りではありません。**

→ 参照 くわしくはP.19をご覧ください。

## ■ 積立利率の設定例 (契約日が8/1の場合)

基準積立利率	8月	9月	10月	11月
	2.00%	2.50%	3.00%	3.00%
		8月・9月の基準積立利率を平均	8月・9月・10月の基準積立利率を平均	8月・9月・10月・11月の基準積立利率を平均
積立利率	8月の積立利率 2.00%	9月の積立利率 2.25%	10月の積立利率 2.50%	11月の積立利率 2.63%

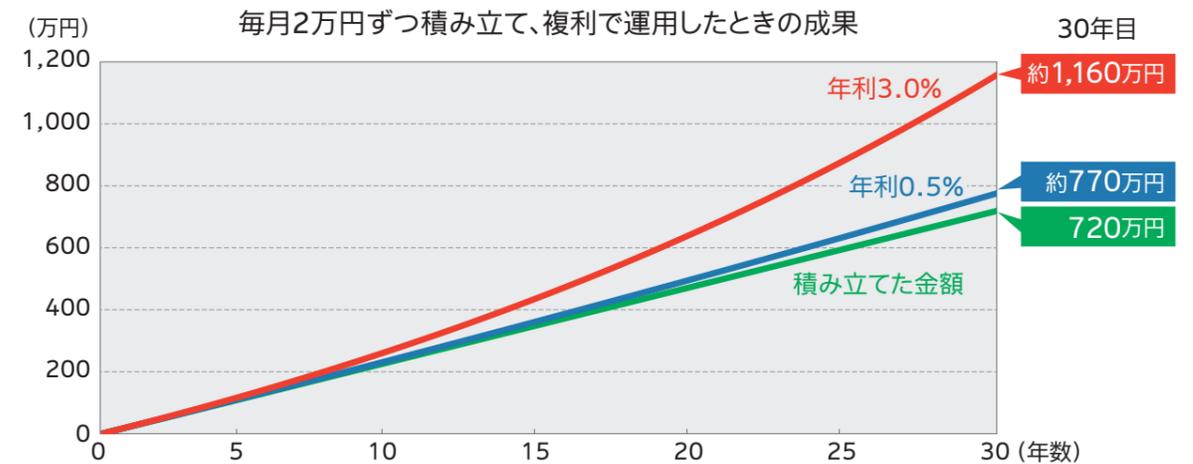
※積立利率は、小数第3位を四捨五入します。

※契約日から120ヵ月超となった場合、積立利率は当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均とします。

## Column

### なぜ外貨で？ なぜ今から？

将来に向けて無理なくお金を準備するには、金利と時間を味方につけると効果的です。外貨の金利を活用しながら、今のうちからじっくりと時間をかけて準備しましょう。



※グラフは次の条件でのシミュレーションです。将来の運用成果をお約束するものではありません。

- 円を外貨に換えて運用することは考慮していません。
- 税金や取引にかかる手数料等の費用は考慮していません。
- 複利運用の数値は、10万円未満を切捨てています。

# この保険のこだわり〔柔軟〕

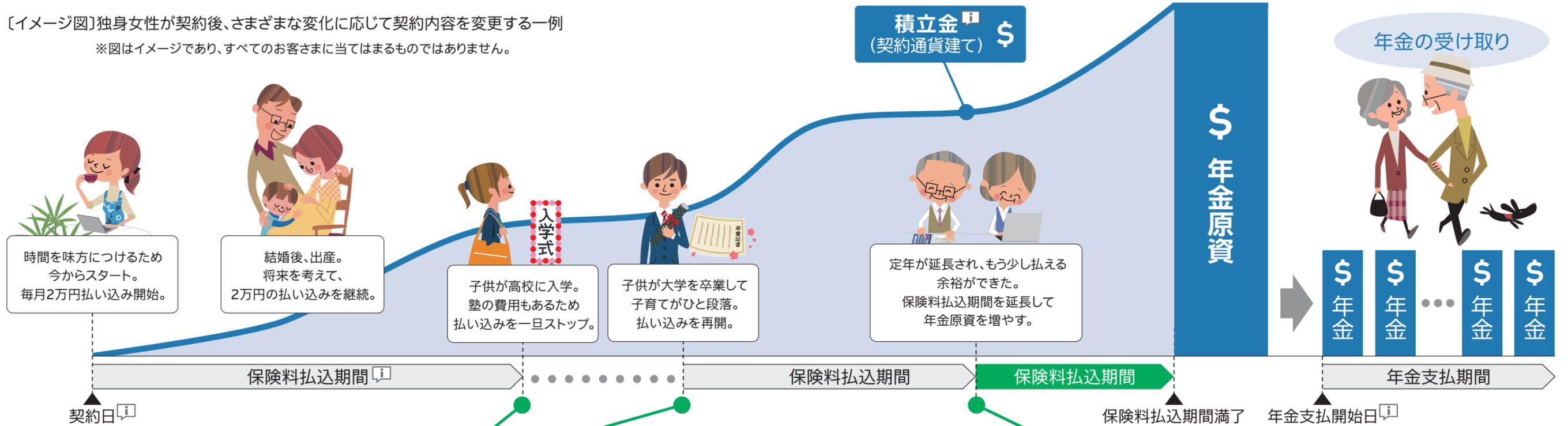


ライフプランの変化にあわせて、  
契約後も柔軟に契約内容を変更できます。

※中長期間にわたって、払い込みを継続することを前提に、保険料円払込額<sup>i</sup>を設定してください。

〔イメージ図〕独身女性が契約後、さまざまな変化に応じて契約内容を変更する一例

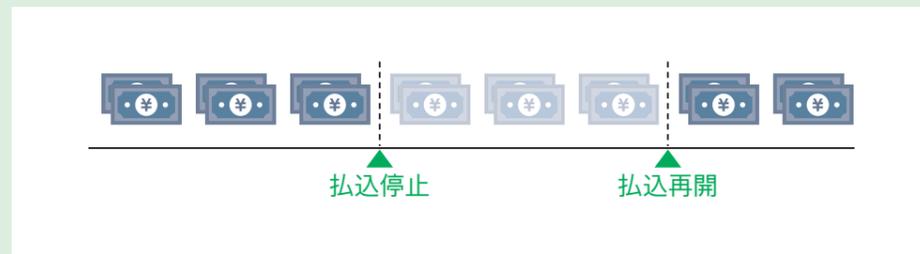
※図はイメージであり、すべてのお客さまに当てはまるものではありません。



## 保険料円払込額の停止・再開

保険料払込期間中に、保険料円払込額の停止や再開ができます。

※払込停止しなかった場合と比較して、積立金額・年金原資は少なくなります。



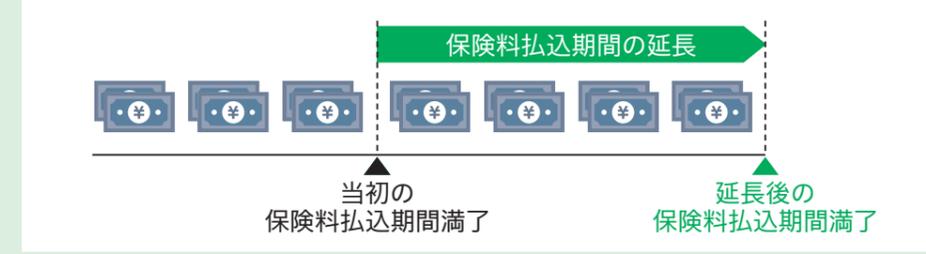
条件

- ① 契約日からその日を含めて10年(120ヵ月)を経過していること  
その期間の保険料円払込額を払い込んでいること
- ② 一括払または前納期間中ではないこと

## 保険料払込期間の延長

保険料払込期間を延長して払い込むと、年金原資をさらに大きくできます。

※払い込みを停止したまま、年金受取を先に延ばすこともできます。



条件

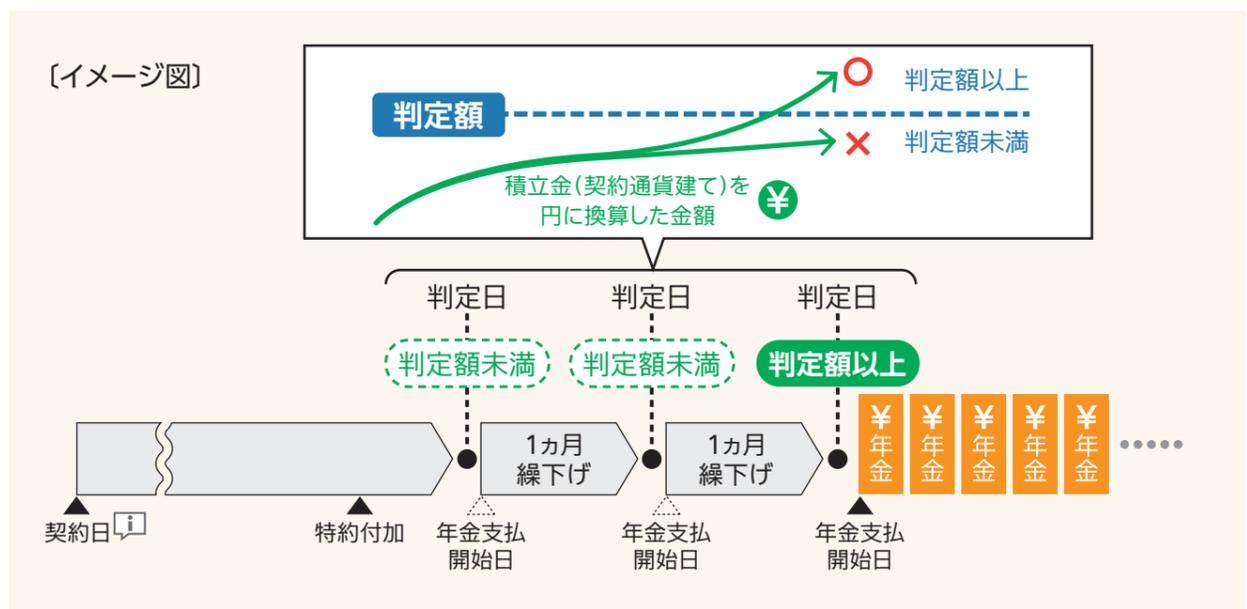
- ① 延長期間が1ヵ月～5年(1ヵ月単位)であること
  - ② 延長後の年金支払開始日における被保険者の年齢が80歳以下であること
- ※条件の範囲内であれば、何度でも延長できます。



## 円建年金支払開始自動判定特約

判定日\*1に、**積立金<sup>i</sup>**(契約通貨建て)を円に換えた金額が、**判定額\*2**に到達したかを自動的に判定する特約です。判定額に到達していた場合、年金支払開始日<sup>i</sup>から、円での年金支払を開始します。

- \*1 年金支払開始日の前日です。
  - \*2 契約者があらかじめ設定します。
- ※この冊子では、判定額未達となった場合に適用する「保険料払込期間<sup>i</sup>の延長」を「年金支払開始日の繰下げ」と読み替えて表示しています。  
P.11～12の「保険料払込期間の延長」とは取扱いが異なります。



$$\text{判定額} = \text{判定日における保険料円払込額<sup>i</sup>の合計額} \times \text{判定値 } 110\% \sim 250\% (5\% \text{刻み})$$

- 判定額以上** 円建年金移行特約C型<sup>i</sup>を付加し、円での年金支払を開始します。
- 判定額未満** 年金支払開始日を1ヵ月繰下げ、再度判定します。  
※繰下げ後は、判定額以上となるまで1ヵ月単位で年金支払開始日を繰下げます(最長80歳まで)。

**!**

- **契約時には付加できません。**年金支払開始日の5年前より付加できます。付加に際しては、マニュアルライフ生命から契約者に方法をご案内します。
- 判定の結果、**年金支払開始日が繰下げとなった場合**、保険料円払込額の払い込みは停止となり、**以後の払い込みはできません。**
- **積立金の円換算額が判定額以上となっても、円建年金の年金原資が判定額を下回る可能性があります。**「判定する日」と「年金原資を円に換算する日」は異なり、円建年金へ移行する際の為替相場の変動が生じる場合があるためです。

## 個人年金保険料税制適格特約

所定の条件を満たすことで、**個人年金保険料控除**が受けられるようになる特約です。所得の合計額から所定の額が控除され、所得税・住民税の負担を軽減する効果があります。

- 条件**
- すべてを満たしている場合に付加できます。
  - ① 年金受取人が契約者またはその配偶者のいずれかであること
  - ② 年金受取人が被保険者と同一人であること
  - ③ 保険料払込期間が10年以上であること
  - ④ 確定年金の場合、次の両方を満たすこと
    - ・年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上
    - ・年金支払期間が10年以上

※この特約を付加しない場合で、別途所定の条件を満たすときには、一般生命保険料控除の対象になります。

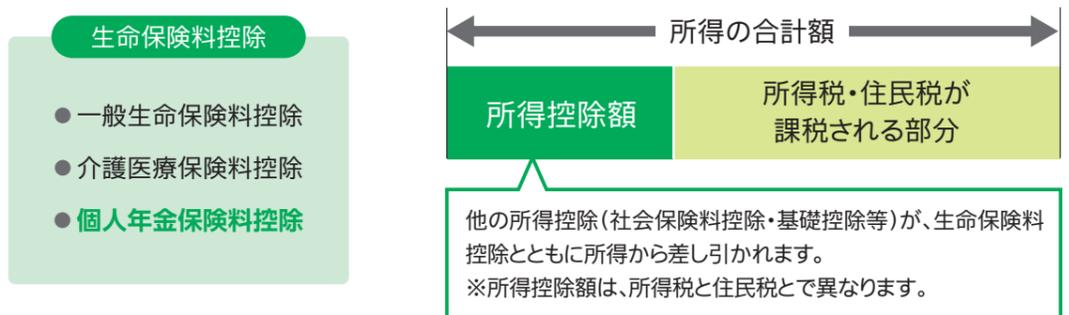
**!**

- 契約者の変更により、**上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としては所得控除の適用は受けられません。**
- この特約を付加した場合、確定年金(5年)への変更等、**個人年金保険料控除の適用条件を満たさない契約内容には変更できません。**

### Column 個人年金保険料控除とは？

「生命保険料控除」は、生命保険に支払った保険料の払込額に応じて計算した額を、所得から差し引くしくみです。課税部分が減少するので、所得税と住民税の負担が軽減します。

「個人年金保険料控除」は、生命保険料控除のひとつで、ほかに「一般生命保険料控除」と「介護医療保険料控除」があります。



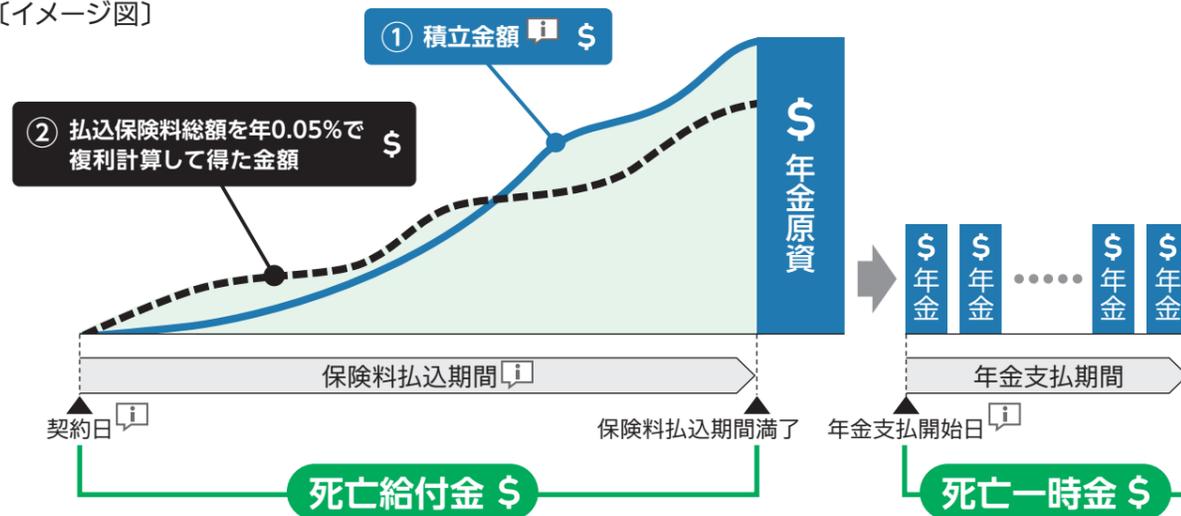
※税務上の取扱いは、2024年11月現在の内容であり、今後、変更となる場合があります。個別の税務等の詳細は税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

# 万一のときの保障



被保険者が亡くなった場合には、給付金・一時金を契約通貨でお支払いします。

〔イメージ図〕



支払内容	支払額	受取人	支払事由
死亡給付金 (契約通貨建て)	被保険者が死亡した日の直後に迎える月単位の契約応当日 <sup>[i]</sup> の前日までの経過年月数をもとに計算した次のいずれか大きい額 ① 積立金額 ② 払込保険料総額を年0.05%で複利計算して得た金額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき
死亡一時金 (契約通貨建て)	● 確定年金の場合 年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価 ● 保証期間付終身年金の場合 保証期間の残存期間に対する未払年金の現価	年金受取人*	● 確定年金の場合 被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき ● 保証期間付終身年金の場合 被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき

\*年金受取人が被保険者の場合は、年金受取人の法定相続人へ死亡一時金を支払います。  
後継年金受取人<sup>[i]</sup>を指定している場合は、後継年金受取人へ死亡一時金を支払います。  
※支払事由に該当し、死亡給付金・死亡一時金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

➔ 参照 死亡給付金の試算額等は、最新の「**設計書**」をご覧ください。

➔ 参照 くわしくは「**契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)**」「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

# 各種取扱い



## ■ 年金の種類・年金支払期間

年金の種類	確定年金	保証期間付終身年金
年金支払期間	5年 または 10年	終身(保証期間10年)

## ■ 保険料払込期間・契約年齢範囲・年金支払開始年齢

保険料払込期間	確定年金		保証期間付終身年金	
	契約年齢	年金支払開始年齢	契約年齢	年金支払開始年齢
20年	0～65歳	20～85歳	30～65歳	50～85歳
25年	0～60歳	25～85歳	25～60歳	
30年	0～55歳	30～85歳	20～55歳	
55歳満了	20～40歳	55歳	20～40歳	55歳
60歳満了	20～45歳	60歳	20～45歳	60歳
65歳満了	25～50歳	65歳	25～50歳	65歳
70歳満了	30～55歳	70歳	30～55歳	70歳
75歳満了	35～60歳	75歳	35～60歳	75歳
80歳満了	50～65歳	80歳	50～65歳	80歳
85歳満了	55～70歳	85歳	55～70歳	85歳

## ■ 保険料円払込額<sup>[i]</sup>の範囲・取扱単位

最低払込額	最高払込額	取扱単位
10,000円	400,000円 ※マニュアルライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。	1,000円

次のページへ続く ➔

# 各種取扱い



## ■ 保険料円払込額<sup>i</sup>の払込方法

回数	●月払
経路	●口座振替扱 ●クレジットカード扱 ●団体扱

## ■ 一括払・前納

保険料円払込額を所定の範囲でまとめて払い込むことができます。  
お払い込みいただいた保険料円払込額は、マニライフ生命がお預かりします。  
毎月の契約応当日<sup>i</sup>ごとに、1ヵ月分ずつ所定の為替レートで  
契約通貨建ての保険料に換算して充当します。

種類	払い込み年月数	生命保険料控除の対象額
半年払プラン（登録制一括払）	6ヵ月分ずつ	その年に払込期日を迎えた金額
年払プラン（登録制一括払）	12ヵ月分ずつ	
一括払プラン	2～12ヵ月分をまとめて	
前納プラン	2～40年分をまとめて ※マニライフ生命所定の利率で 割引があります。	その年中に迎えた 払込月数 前納した総額 × $\frac{\quad}{\quad}$ 前納した総月数

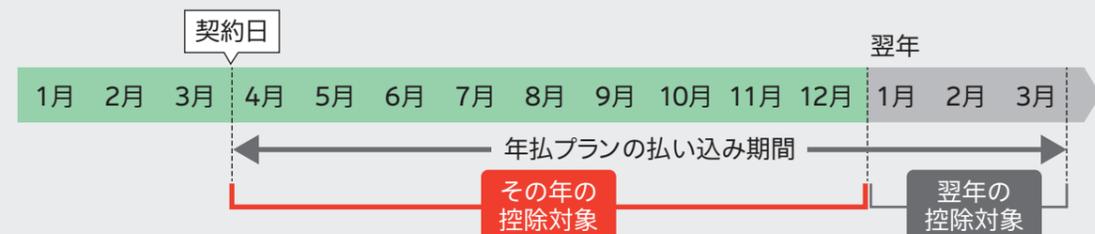
### Column

#### 一括払・前納のとき、生命保険料控除の対象額は？

一括払や前納の場合、その年に払込期日を迎えた金額が、その年の生命保険料控除の対象になります。

たとえば、この保険で4/1が契約日<sup>i</sup>になる年払プランを選んだとき、4月～12月(9ヵ月分)の金額だけが、その年の控除対象になります。

〔例〕この保険で年払プランを選んだとき(契約日が4/1の場合)



一括払や前納でまとめてお払い込みいただいた保険料円払込額は、**必ずしも全額がその年の生命保険料控除の対象となるわけではありません。**

## ■ 年金受取人

契約者 または 被保険者

## ■ 告知

告知は不要です。

## ■ 契約者配当金

配当金はありません。

## ■ クーリング・オフ

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。  
この場合、お払い込みいただいた金額をお返します。

クーリング・オフ期間

次の①②のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内

- ① 申込日
- ② 第1回保険料(初回の保険料円払込額)の払込日\*

\*クレジットカードを利用する場合、  
マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日

※契約者が法人の場合等は、クーリング・オフはできません。

## ■ 解約

年金支払開始日<sup>i</sup>前に限り、ご契約を解約して解約返戻金<sup>i</sup>を受け取れます。  
解約返戻金額は、積立金額<sup>i</sup>から解約控除を差し引いた金額となります。

※解約した場合、ご契約は消滅します。

➔ 参照 解約返戻金の試算額等は、最新の「**設計書**」をご覧ください。

## ■ 保険料円払込額の減額

払い込みが困難になった場合等に、保険料円払込額を減額してご負担を軽くできます。

※増額は取り扱えません。減額後、元の保険料円払込額に戻すこともできません。



契約当初の積立金額は、保険関係費が大きく控除されるため、**早期に減額すると損失が生じるおそれがあります。**

➔ 参照 くわしくは「**契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)**」をご覧ください。

## ■ ご契約が消滅したときの払い戻し

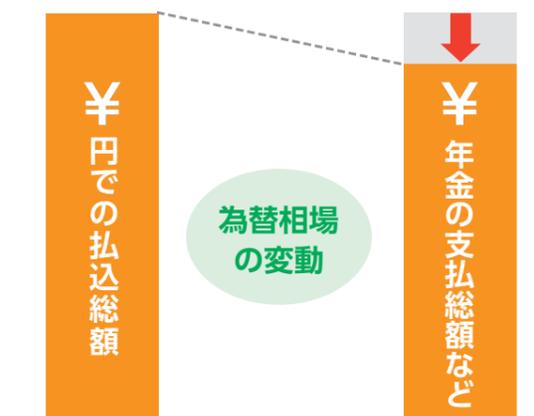
保険料期間<sup>i</sup>中にご契約が消滅したときは、  
保険料円払込額のうち、未経過分の払い戻しはありません。  
ただし、一括払・前納の残額があれば払い戻します。



## この保険にかかるリスク

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。  
お支払時点の為替相場で円に換えた次の金額が、**円での払込総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
  - 年金の支払総額
  - 死亡給付金額 など
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

〔イメージ図〕



## 契約当初の積立金<sup>甲</sup>などのご注意事項

- 保険料の一部は、保険関係費としてご契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等に充てられます。その費用を除いた金額を、積立金として運用します。保険料の全額が、基準積立利率<sup>イ</sup>・積立利率<sup>イ</sup>で運用されるものではありません。  
そのため、基準積立利率・積立利率は、**実質的な利回りではありません。**
- 契約当初、この保険では、払込保険料から**保険関係費を大きく控除**します。したがって、**契約当初の積立金額は、払込保険料総額に対して大きく下回っています。**

〔イメージ図〕



→ 参照 契約当初の積立金額は、最新の「設計書」をご覧ください。

## 費用

お客さまにご負担いただく費用は次のとおりです。

項目	内容	金額	方法
保険関係費	ご契約の締結・維持、死亡保障等に必要の費用	契約年齢・性別等によって異なるため、一律に記載できません。	保険料・積立金から控除します。
為替手数料 ※2025年4月現在。 為替手数料は、将来変更することがあります。	保険料円払込額 <sup>イ</sup> を、契約通貨に換える際にかかる費用	50銭 〔為替レート〕 TTM <sup>イ</sup> + 50銭	両替時の為替レートに含んで控除します。
	円支払特約C型 <sup>イ</sup> を付加して、円で年金を支払う際にかかる費用	米ドル：1銭 豪ドル：3銭 〔為替レート〕 米ドル：TTM - 1銭 豪ドル：TTM - 3銭	
	円建年金移行特約C型 <sup>イ</sup> を付加して、年金原資を円に換える際にかかる費用	米ドル：1銭 豪ドル：3銭 〔為替レート〕 米ドル：TTM - 1銭 豪ドル：TTM - 3銭	
解約控除 (解約した場合のみ)	解約時に負担する費用	積立金額 × 36% × (1 - 経過月数 / 120) ※契約後10年(120カ月)以降は、解約控除はかかりません。	解約時に積立金から控除します。
年金管理費	年金支払期間中の年金支払の管理にかかる費用	責任準備金額 <sup>イ</sup> × 0.4%	年金支払日に責任準備金から控除します。

金融機関によっては、次の費用がかかります。

項目	内容	金額	方法
外貨の取扱いによる費用	年金・死亡給付金等を外貨で受け取る際にかかる費用(リフティングチャージ <sup>イ</sup> 等)	金融機関によって異なるため、一律に記載できません。 くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。	金融機関によって異なります。

**えんしはらいとくやくしーがた**  
**円支払特約C型**

外貨の年金・死亡給付金等を、円に換えてお支払いする特約です。  
 ※年金額は、為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動します。  
 ※死亡給付金額等は、為替レートの変動に応じて変動します。



**えんだてねんきんいこうとくやくしーがた**  
**円建年金移行特約C型**

年金支払開始時に、年金原資を円に換えて、円で年金を受け取るための特約です。  
 ※円の年金額が5万円未満となる場合、この特約は付加しなかったものとして取り扱います。  
 ※円の年金原資額は、為替レートに応じて変動します。



**かいやくへんれいきん**  
**解約返戻金**

解約したときに、契約者に払い戻すお金のことです。

**きじゅんつみたてりつ**  
**基準積立利率**

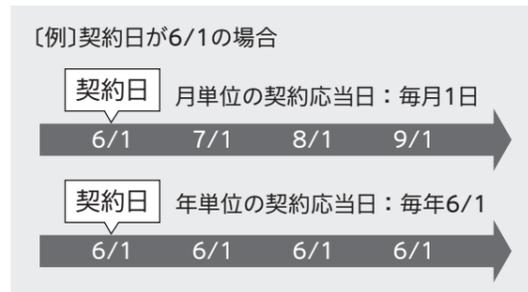
積立利率を計算する際に基準となる利率です。市場金利に基づき、マニュアル生命が毎月1回設定します。

**きそりつ**  
**基礎率**

年金支払開始後、ご契約に適用する運用利回り\*等のことです。  
 \*運用利回りは、実質的な利回りではありません。

**けいやくおうとうび**  
**契約応当日**

契約後に、契約日に対応する日のことです。たとえば、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」といいます。



**けいやくび**  
**契約日**

期間・年齢等の計算の基準となる日のことです。この保険では、責任開始日(ご契約の保障が開始する日)の属する月の、翌月1日が契約日となります。

**こうけいねんきんうけとりじん**  
**後継年金受取人**

年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときに、その年金受取人の契約上の一切の権利義務を受け継ぐ人です。

**しじょうきんり**  
**市場金利**

金融機関同士でのお金の取引に適用される、標準的な金利です。景気や物価等の動きにより変動します。

**せきにしじゅんびきん(がく)**  
**責任準備金(額)**

将来の年金等をお支払いするために、保険料や運用収益等を財源として積み立てているお金です。

**つみたてきん(がく)**  
**積立金(額)**

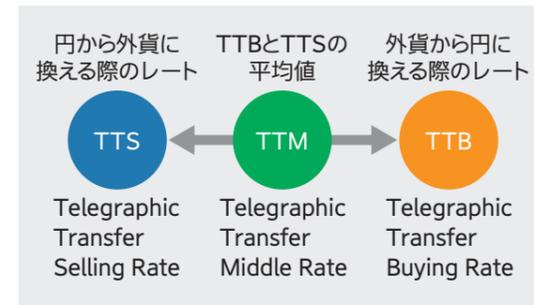
将来の年金・死亡給付金等をお支払いするために保険料の中から積み立てたお金です。

**つみたてりつ**  
**積立利率**

年金・死亡給付金等のために、積み立てているお金に適用する金利です。基準積立利率に基づき、原則として毎月1回(1日)更改します。ご契約に適用する積立利率は、契約日以降の月ごとの基準積立利率を平均した率です。

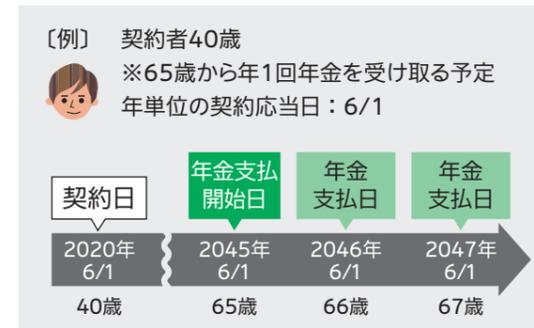
**ていーていーえむ**  
**TTM**

「Telegraphic Transfer Middle Rate」の略で「対顧客電信売買相場の仲値」のことです。TTMは、TTBとTTSの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のレートになっています。



**ねんきんしはらいかいしび**  
**年金支払開始日**

年金の受け取りが始まる日のことです。保険料払込期間満了日の翌日となります。

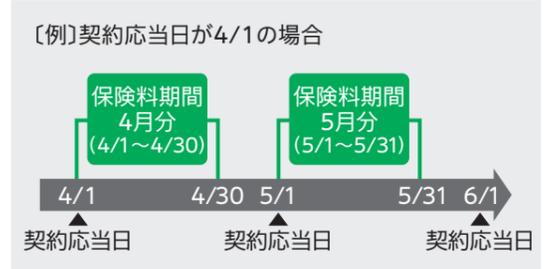


**ほけんりょうえんはらいこみがく**  
**保険料円払込額**

契約者が毎月、定額の「円」で払い込むお金のことです。

**ほけんりょうきかん**  
**保険料期間**

毎月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間です。



**ほけんりょうはらいこみきかん**  
**保険料払込期間**

保険料円払込額をお払い込みいただく期間のことです。



**リフティングチャージ**

たとえば、国内の米ドル口座から米ドルのまま海外へ送金した際には、為替手数料はかかりません。こうした両替のない海外送金で銀行が徴収する手数料のことです。